

経済的理由のあるかたへの減免等

国民健康保険

保険医療助成課保険担当 ☎382035

- 【所得が半分以下になる見込みのかた】
 - 概要 該当者の保険料所得割六割または減免します
 - 対象 事業または業務の休止・失業その他の理由により、所得が二分の一以下に減少する見込みのかた
 - 要件 納付する年の所得の見積額が賦課計算の対象となる年の普通所得（譲渡所得・一時所得を除く）所得に比して二分の一以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること
 - 申請 納付期限までに減免申請書を提出していること
 - 申請 保険料が納付済みでないこと
 - 申請 国民健康保険料減免申請書に所得の見積額を証する書類を添付して保険医療助成課保険担当へ提出（郵送可）
- 【一部負担金の減免等】
 - 概要 利用し得る資産および能力の活用を図つたにもかかわらず、一時的に生活困窮になったと認められるときに、医療機関窓口で支払う一部負担金が減免もしくは徴収猶予されます
 - 要件 生活保護基準に近い状況であると認められるとき、疾病または負傷の療養に要する見込み期間が三カ月以内であること
 - 申請 国民健康保険一部負担金減免申請書、給与証明書その他申請事由を証明する資料を保険医療助成課保険担当へ提出
- 【市民税非課税世帯のかた】
 - 概要 入院中の食事に要する費用の、一食分の自己負担額二百六十円を認定書提示により二百六十円に減額します
 - 要件 なお入院九十一日目からは、百六十円に減額します
 - 申請 定理由離職をせざる求職者給付（基本手当等）を受けるかた
 - 概要 平成二十二年から当該者の前年の給与所得をその百分の三十とみなし保険料の算定を行うことにより軽減（軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで）
 - 対象 次のすべての要件に該当するかた
- 【倒産・解雇による離職特定受給資格者、雇止めなどによる離職特格者】
 - 概要 平成二十二年から当該者の前年の給与所得をその百分の三十とみなし保険料の算定を行うことにより軽減（軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末まで）
 - 申請 特別対象被保険者等に係る届出書に、雇用保険受給資格者証（写し）を添付して、保険医療助成課保険担当へ提出（郵送可）

留守家庭学級育成料

スポーツ・青少年課 ☎220358

- 概要 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が十二万円以下のかたは、育成料月額八千円と土曜加算千六百円を減額免除します
- 要件 【全額免除】生活保護世帯および、母子・父子家庭で保護者の市民税所得割額が非課税の世帯
- 【75%免除】保護者の市民税所得割額が非課税の世帯
- 【50%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が六万円以下の世帯
- 【25%免除】保護者の市民税所得割額の合計額が十二万円以下の世帯
- 【第二免除】同一世帯から、二人以上の児童が入居している場合の一人目以降の児童は50%免除（前記の減額に該当する場合は、減額後の育成料から50%免除）
- 申請 育成料減額免除申請書生活保護適用証明書または市県民税課税証明書、市民税所得割額が非課税の母子・父子世帯のかたは、児童扶養手当受給者証、医療助成受給者証、世帯票のいずれかの写しをスポーツ・青少年課へ提出

保育所保育料

こども課 ☎2045

- 概要 失業・疾病・災害等により生活が困難なかたに、保育料の50%以内を減免します
- 要件 前年の所得と当該年の所得を比して、所得の減少率が30%以上のかた
- 申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを、こども課へ提出

国民年金保険料

市民課年金担当 ☎2036

- 概要 保険料を納めるのが困難なかたで、法で定められている要件に該当する場合、届け出る場合、届ける場合、免除、ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間は二分の一に減額されます
- 対象 障害基礎年金受給者
- 要件 障害基礎年金を受給している場合など
- 申請 免除理由該当届、年金手帳、年金

軽自動車税

課税課管理担当 ☎2015

- 概要 軽自動車等の軽自動車税を全額減免します
- 対象 障がいのあるかた等一人に限り、軽自動車税・自動車税を減免（一台分を減免）
- 要件 次の要件のいずれかに該当する軽自動車等
- 申請 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかたに、障がいのあるかた等一人に限り、軽自動車税を減免（一台分を減免）

個人市県民税

課税課市民税担当 ☎38-2016

対象者	内容	要件	申請
■未成年者	【減免】所得割額の4割以内を減免	未成年者（平成2年1月3日以後生まれ）で前年中の所得が158万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書を上記へ提出（郵送可）
■無職・無収入のかた	【減免】所得割額の5割以内を減免	今年度の各納期の末日前1カ月から引き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること、前年中の所得が800万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・失業を証する書類を上記へ提出（郵送可）
■所得が半分以下になるかた	【減免】所得割額の5割以内を減免	今年の普通所得（譲渡所得・一時所得を除く）所得の見積額が前年の普通所得に比して2分の1以下に減少し、納税が著しく困難であること、前年中の所得が800万円以下、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・今年の所得の見積額を証する書類を上記へ提出（郵送可）
■相続されたかた	【減免】所得割額の10割以内を減免	賦課期日（1月1日）の翌日以後に納税義務者が亡くなられ、相続人において納税が困難であること、納期限までに減免申請書を提出していること、被相続人の前年中の所得が800万円以下	減免申請書・死亡届出書などを上記へ提出（郵送可）
■火災などに遭われたかた	【減免】所得割額の10割以内を減免	火災などにより資産に損害を受けたこと、前年中の所得が800万円以下であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・火災証明書などを上記へ提出（郵送可）
■けが・病気療養のかた	【減免】所得割額の5割以内を減免	納税者や家族のかたなどが病気や怪我等で入院を必要とする1カ月以上の治療により、納税が著しく困難であること、前年中の所得が800万円以下であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・医療費の領収書などを上記へ提出（郵送可）
■寡婦・寡夫のかた	【減免】所得割額の5割以内を減免	賦課期日（1月1日）前までに寡婦または寡夫で、前年中の所得が158万円以下、賦課期日の翌日以後に、寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が800万円以下であり、納税が困難であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書、戸籍等を上記へ提出（郵送可）
■寡婦のかた	【非課税】	前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること、前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、扶養親族や前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上記へ提出（郵送可）
■寡夫のかた	【非課税】	前年の12月31日時点で、妻と死別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上記へ提出（郵送可）
■所得控除	【所得控除】	前年の12月31日時点で、夫と死別し再婚していないかたや夫の生死が不明のかたで、本人の前年中の所得が500万円以下であること、前年の12月31日時点で、夫と死別もしくは離別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、扶養親族または前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しているかた	確定申告書または市申告書を提出（郵送可。確定申告書は税務署へ）
■所得控除	【所得控除】	前年の12月31日時点で、妻と死別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書を上記へ提出（郵送可）
■所得控除	【所得控除】	前年の12月31日時点で、妻と死別し再婚していないかたや妻の生死が不明のかたで、前年中の所得が38万円以下の生計を一にする子を有しており、本人の前年中の所得が500万円以下であること	確定申告書または市申告書を提出（郵送可。確定申告書は税務署へ）

国民年金保険料

市民課年金担当 ☎382036

- 【経済的に保険料納付が困難なかた】
 - 概要 本人と世帯主と配偶者の所得が一定以下の場合、保険料を納めることが困難な場合申請し承認されれば、免除には全額、四分の三、半額、四分の一の免除を受けられます
 - 要件 前年の所得が、その人の扶養親族の数に応じて計算された額以下のかたや、天災その他厚生労働省で定める理由（失業）に該当するかた
 - 申請 免除申請書、失業を理由とする場合は離職票、年金手帳を添付して申請（郵送可）
- 【学生】
 - 概要 学生本人が一定所得以下の場合に、親に保険料の負担を求めるとなく、保険料の全額が納付猶予されます
 - 要件 大学、短大、高等学校、専修学校および各種学校などに在学する二十歳以上の学生、生徒で、前年の本人の所得が百十八万円以下のかた
 - 申請 学生納付特例申請書、学生証を添付して申請（郵送可）
- 【二十歳未満のかた】
 - 概要 保険料を納めるのが困難なかたで、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件によって申請により納付が猶予されます
 - 要件 学生を除く二十歳未満のかたで、本人および配偶者の前年の所得が一定の基準以下のかた
 - 申請 納付猶予申請書、年金手帳を添付して申請（郵送可）

住宅使用料

住宅課 ☎2026

- 概要 市営・改良・従前居住者用住宅に居住して、著しく所得の低いかた、その他特別の事情があるかたに、住宅使用料を減免します
- 要件 収入基準月額が非課税所得を含めて六万円以下のかた（四万円以下50%減免、四万円以下を減免します）
- 申請 住宅使用料等減免徴収猶予申請書、非課税所得があるかたは、その証明書を、住宅課へ提出

公立幼稚園保育料

教育委員会管理課 ☎2085

- 概要 経済的事情により生活が困難なかたに、保育料全額免除または保育料を半額、月額九千五百円を四千七百五十円免除します
- 要件 【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額が非課税の世帯
- 【半額免除】市民税の所得割額が一万六千円以下世帯
- 申請 保育料免除減額申請書、家庭調査書、市県民税課税証明書、当該年の一月一日に芦屋市に住居票があり、申請書の市県民税課税台帳閲覧承諾印欄に押印のある場合は、不

固定資産税・都市計画税

課税課固定資産税担当 ☎2017

- 概要 市内に建物の敷地を有するかたに、左記のすべてに該当するかたに、固定資産税・都市計画税を減免します
- 要件 火災などにより、所有する固定資産に損害を受けたこと
- 申請 減免申請書、火災証明書などを添付して申請（郵送可）

下水道使用料

下水道課 ☎2064

- 概要 基本料金部分（二カ月で千二百十三円）を減免します
- 対象 障がいのあるかたの属する世帯
- 申請 申請書を障害福祉課へ提出

障がいのあるかたへの減免等

- 概要 障がいのあるかた等一人に限り、軽自動車税・自動車税を減免（一台分を減免）
- 要件 次の要件のいずれかに該当する軽自動車等
- 申請 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかたに、障がいのあるかた等一人に限り、軽自動車税を減免（一台分を減免）

個人市県民税

課税課市民税担当 ☎38-2016

概要	要件	申請
【減免】所得割額の5割以内を減免	またはに該当し、かつに該当するかた 賦課期日（1月1日）前かたに障がいのあるかた（要介護認定を受けているかたのうち、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含む）は前年中の所得が158万円以下であること 賦課期日（1月1日）の翌日以後に、障がいのあるかた（要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含む）は、前年中の所得が800万円以下であり、納税が著しく困難であること、納期限までに減免申請書を提出していること、個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書・障害者手帳等の上記を添付して提出（郵送可）
【非課税】	前年の12月31日時点で、障がいのあるかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること	市申告書・障がい者手帳の写しを、上記へ提出（郵送可）
【所得控除】本人が障がい者である場合、26万円（等級による加算あり）を控除	前年の12月31日時点で、障がいのあるかた	確定申告書・障がい者手帳の写しを、上記へ提出（郵送可。確定申告書は、税務署へ提出）